

平成 26 年度 中野英幸県議会議員 政務活動費

(公開質問書作成のための資料)

◆人件費

中野英幸県議が計上している政務活動費支出証明書や雇用契約書によれば、同氏の事務所は、3名の職員を雇用していることになる。職務内容は県政調査補助用務職員2名・県政活動補助用務職員1名であり、その職員給与は、県政調査補助用務職員が月額300,000円、県政活動補助用務職員が月額80,000円となっている。

中野県議は、本件政務活動費を計上する際、職員の給与を2分の1に按分して計上している。つまり、職員給与の半額は中野県議が負担しており、残りの2分の1を政務活動費でまかなっているという意味だ。

「中野英幸事務所職員給与」

- ・ 県政調査補助用務… $300,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = \underline{7,200,000 \text{ 円}}$
- ・ 県政活動補助用務… $80,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1 \text{ 人} = \underline{960,000 \text{ 円}}$

平成 26 年度中野英幸事務所人件費 合計 8,160,000 円

「政務活動費として計上している1年間の中野英幸県議事務所職員3名の給与」

- ・ 県政調査補助用務… $150,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = \underline{3,600,000 \text{ 円}}$
- ・ 県政活動補助用務… $40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1 \text{ 人} = \underline{480,000 \text{ 円}}$

平成 26 年度政務活動費として計上している人件費 合計 4,080,000 円

◆広報費

平成 26 年 5 月 8 日

県政報告データ作成・印刷料 (中野ひでゆき 2014-3-March) ……907,200 円

平成 26 年 5 月 8 日

県政報告チラシ配布代 (中野ひでゆき 2014-3-March) ……537,425 円

平成 26 年 9 月 30 日

県政報告データ作成・印刷料 (中野ひでゆき 2014-8 月号) ……351,000 円
(「中野ひでゆき県政報告 2014-8 月号」の配布料は、広報費としての計上はない)

平成 27 年 2 月 28 日

ホームページ更新代金 ……119,556 円

平成 26 年度広報費 合計 1,915,181 円

中野英幸県議会議員（平成 26 年度）政務活動費に対する疑義

広報費（1,915,181 円）＋人件費（4,080,000 円）＝5,995,181 円
（広報費：人件費＝32%：68%）

人 件 費

中野県議は政務活動専従者として 3 名の職員を雇用し、その給料に年間 8,160,000 円もの支出をしている。内訳は、県政調査補助用務職員 2 名、1 名につき（月額）300,000 円、県政活動補助用務職員 1 名（月額）80,000 円だ。

中野県議は、これら人件費年額合計 816 万円の 2 分の 1 を自己負担し、残る半額を政務活動の人件費として 2 分の 1 に按分した 4,080,000 円を受給のうえ支払いに充てていることになる。

しかし、これだけの高給を支払わなければ雇用することのできない政務活動専従職員、その職務とは具体的にどのような業務であるのかについてまったく不明である。

高額な政務活動経費に対して、中野県議の県議としての活動は、他の県議を抜いて活発であるようには見えないし、元国会議員中野清氏の子息であるというだけで政務活動費が高騰する理由もない。事実、所在が公表されている中野県議の事務所で、これら 3 名の「高級政務活動員」が実働している話も周辺では聞かれない。

現況では、なんらかの辻褃合わせによる、政務活動費の架空請求および受領であるとの疑いを抱かれても不思議ではなかろう。

これら職員の雇用契約書の業務内容に記載のある「県政調査補助用務・県政活動補助用務」とは、どのような業務を行うものなのか？また、これら職員が実在するならば、中野県議はこれら給与支払いの源泉徴収票を発行していなければならないが、それは存在するのか？

言うまでもなく政務活動費の原資は県税である。従って、中野県議の政務活動業務を行う本件 3 名の専従職員は、個人情報保護法にかかわらず氏名のみ、または性別、年齢だけなどの条件つきであっても、一定の情報公開がなされて然るべきだろう。

そうでなければ架空請求による政務活動費の私的流用が容易に可能なこととなり、県政ならびに政治家に対する信頼を毀損することにもなるからだ。

広 報 費

中野県議が、平成 26 年度政務活動費の広報費として計上した領収書には、県政報告紙の製作費や配布料だけではなく、約 12 万円の「ホームページ更新代」の記載もある。

中野県議は、平成 26 年 5 月 8 日、「中野ひでゆき県政報告 2014-3-March」の印刷・データ作成として、この業務を(株)NK コーポレーション(さいたま市西区内野本郷 936-5)に発注し 907,200 円を支払っている。配布に関しては平成 26 年 5 月 8 日「県政報告(中野ひでゆき 2014-3-March)」を、合同企画(株)(東松山市六軒町 22-17)へ配布依頼し 537,425 円を支払っている。

また、平成 26 年 9 月 30 日「県政報告(中野ひでゆき 2014-8 月号)」の印刷・データ作成を(株)NK コーポレーションに依頼し 351,000 円支払っている。

但し、当該「県政報告(中野ひでゆき 2014-8 月号)」の配布料は計上されていない。

一方、平成 27 年 2 月 28 日 Tabiya へ「ホームページ更新代」として 119,556 円を支払い、これが広報費として計上されている。

これらの計上が真であれば、中野県議が支出した平成 26 年度の政務活動費は、5,995,181 円だ。この金額は、1 年間の政務活動費として定められている 6 百万円とほぼ同額といって相違ない。

「ホームページ更新代」はおよそ 12 万円である。これまでの中野県議が支払っている配布料の平均額は、およそ 50 万円である。この配布料を「県政報告(中野ひでゆき 2014-8 月号)」の配布料と仮定すれば、その配布料は 12 万円より、はるかに高い金額となる。

つまり中野県議は、平成 26 年度政務活動費に「県政報告(中野ひでゆき 2014-8 月号)」の配布料を計上すれば、年間政務活動費の上限 6 百万円を超えてしまうため、6 百万円に少しでも帳尻を合わせるのに好都合の「ホームページ更新代」を広報費に計上したのではないかという疑いが生じるのだ。

問題は、政務活動費の上限金額まで使い切る理由だ。当たり前のことだが、政務活動費はその上限金額まで「使わなければならない」というものではない。税金を原資にしている以上、むしろ政務活動費を削減することこそ政治家のあるべき姿勢だ。

実際、政務活動費の執行率は、都道府県によって格差がある。全国市民オンブズマンの調査による、2015 年度の全国地方議会での政務活動費執行率をみると、最も低い(政務活動費を使わなかった)のは函館市で 46.4%である。政務活動費の上限金額の半額以下しか支出されていない。

一方、大半の市議が使い込みで連座した事件が全国報道された富山市では、政務活動費執行率が、なんと 100%となっている。富山市議たちは「貰えるんだから使っとかなきゃ損だ」とでも考えているようだ。ところが、これらの支出に対する政務活動の実態がないため、本来は不要な政務活動費が市議たちの私的流用に使われていた。議員の不正と政務活動費執行率が正比例しているかたちだ。

このように政務活動費は「くれるカネは貰っておく」という種類のものではない。仮に中野県議が、政務活動費上限額の 6 百万円に帳尻を合わせる主旨で、本件計上をしていたならば、そもそも政治家としての資質、倫理観を追及される問題なのである。